

1 はじめに

近年、デジタル化・ネットワーク化の急速な進展により、誰もが著作物を創作し、流通させることができるようになりましたが、その一方で、他人の著作物を無断でコピーし、配信する違法な海賊版サイトが数多く存在し、深刻な問題となっています。また最近では、NFT やメタバース、人工知能（A I）といった新たな技術やそれを活用したサービス等が生み出され、著作権を取り巻く環境は大きく変化しています。

著作物は無体物であり、多様な形態によって流通されています。デジタル化された著作物の場合、コピーや改変が簡単に行えるため、これらの行為に著作権が及ぶということが実感しづらいものですが、著作物が完成するまでに多くの人たちが関わり、一つ一つの表現に创作者の想いが込められているということを忘れてはなりません。

また、通信技術の発達により、出版物、CD、映像ソフト等の流通手段によらない形態で著作物が流通するようになったことは、著作物の利用機会を拡大させ、権利者に利益をもたらす可能性がある反面、権利者を探し出すことが難しい状況になっています。そのため、创作者は、著作物の公表に際して、自らの意思を明確に示すことが求められています。

このように、创作者は利用者の立場に立ち、利用者は创作者の立場に立って、著作物等の「利用円滑化」と「権利保護・適切な対価還元」により、コンテンツ創作の好循環を最大化させていくことが必要とされています。

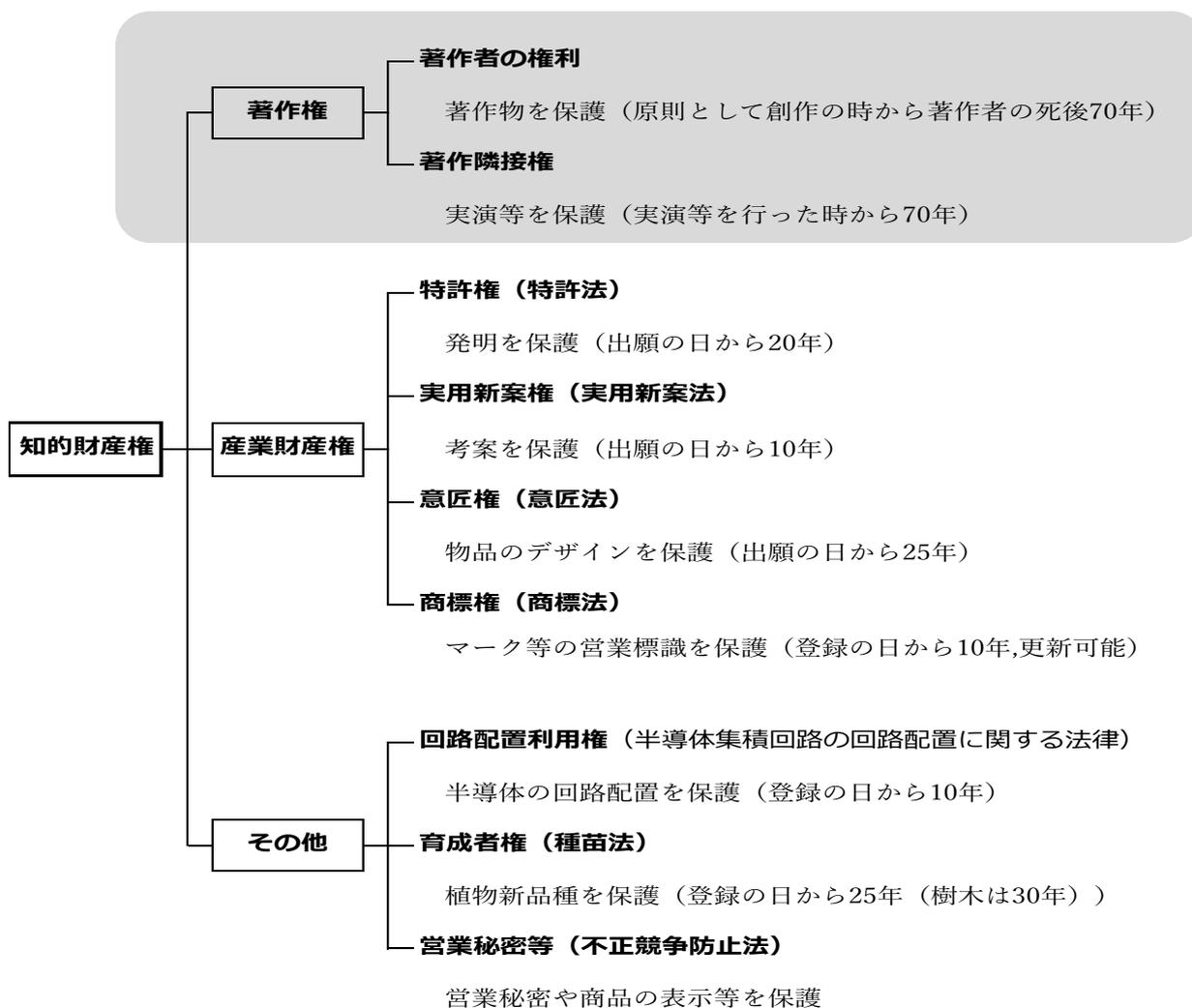
誰もが著作物の创作者や利用者になり得る今日の社会において、「著作権」は全ての国民に関係する身近な権利であり、著作権制度について正しく理解し、著作権に関する意識を持つことが必要不可欠となっているのです。



文化庁広報誌ぶんかる
キャラクター「ぶんちゃん」

2 知的財産権について

「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される「他人に無断で利用されない権利」であり、これには以下のようなものが含まれます。なお、同じものを意味する用語として、「知的所有権」や「無体財産権」という用語が使われることもあります。



これらの権利のうち産業財産権等は、権利を取得するために「申請」「登録」などの手続が必要ですが、著作権は、こうした手続を一切必要とせず、著作物が創られた時点で「自動的」に付与するのが国際的なルールとされています（権利取得のための「登録制度」などは禁止）。これを「無方式主義」といいます。

3 著作権制度の沿革

著作権の保護の歴史は非常に古く、15世紀中頃の印刷術の発明に始まるといわれ、ヨーロッパ諸国では18世紀から19世紀にかけて、著作権の保護に関する法律が作られました。また、多くの国々が陸続きで接し合うヨーロッパでは、著作権は国を越えて保護しなければ意味がないため、19世紀後半から、ヨーロッパ各国の間で、二国間条約による相互保護が行われ、その後、明治19(1886)年9月9日、10カ国がスイスのベルヌに集まり、いわゆる「ベルヌ条約(文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約)」が作成されました。

我が国の著作権法制は、「図書を出版する者」を保護する規定を持つ「出版条例」(明治2(1869)年)が、その先駆と考えられています。近代的な著作権法を備えたのは、明治32(1899)年に「著作権法」(いわゆる「旧著作権法」、以下「旧法」。)を制定したときであり、この年同時に、著作権保護の基本条約である「ベルヌ条約」を締結しました。

旧法は、数度の改正がなされましたが、昭和45(1970)年に至って全面改正が行われ、現在の著作権法が制定されました。

近年、デジタル化・ネットワーク化の進展により、誰もが簡単に著作物を創作し利用できる環境になり、社会は大きく変化しています。最近では、このようなデジタル化・ネットワーク化への対応や国際ルール(条約)により定められた保護水準への適合など、著作権等の適切な保護と利用の円滑化を図るための制度の見直しが行われています。

【参考】近年の著作権法改正

令和5年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな裁定制度の創設 ・行政手続等に係る権利制限規定の整備 ・損害賠償額算定方法の見直し
令和4年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判手続に係る権利制限規定の整備
令和3年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館関係の権利制限規定の見直し ・放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化

4 著作権制度の目的

第1条（目的）

著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

著作物は人間の知的・精神的活動の所産であり、文化の形成とその発展の基盤をなすものであるため、著作物等の無許諾利用を防止できるよう創作者の権利を保護する必要がある一方、公益性の高い利用等、一定の場合には、広くその活用の道を開いて社会一般の利用に供することが必要です。

このため、著作権法では、著作物を創作した者に権利を付与するとともに、著作物の公正な利用を図るための調整規定を数多く取り入れています。

このように、著作権法は、適切な権利保護によって「創作の促進」を図り、権利の制限によって「公正な利用」を確保することで、「文化の発展に寄与」することを目的としています。

